

2009年 第1081
10月15日 (毎月15日発行)
1972年9月18日 第三種郵便物認可

地域と人権

発行 全国地域人権運動総連合
(「解放の道」改題)

〒110-0003 東京都荒川区南千住2-16-6

TEL (03)5615-3395 FAX (03)5615-3396

全国人権連ホームページ: URL = http://zjr.sakura.ne.jp/

第6回地域人権問題全国研究集会 岡山県実行委員会結成



勤労者福祉センターで開かれた岡山県実行委員会

岡山市勤労者福祉センター大会議室において9月17日、来年5月29日、30日の日程で岡山市において開催される第6回地域人権問題全国研究集会岡山県実行委員会の結成総会と第1回実行委員会がおこなわれました。

岡山県人権連では、来加を呼びかけていた。年の全国集会を1800人規模で成功させるため、県内の様々な団体や労働組合に実行委員会参

第1回会議の冒頭、選出された小畑隆資実行委員長(岡山大学教授)は、「いまは人権の世紀だといわれている中で、地域社会と人権を新たな視点からとらえる試みは重要であり、本集会を成功させよう」と挨拶。

この後、実行委員会として課題となる参加費や協賛広告の取扱、集会のサブテーマ及び分科会テーマとその中身など、個別課題に関する一定の協議を行い、具体的には実行委員会で確認された幹事団体代表者会議でさらに議論を重ね、岡山県実行委員会としての意見をとりまとめることが確認されました。

また、同時に実行委員会で今後様々な団体に加盟を働きかけることが確認され、この日確認

された実行委員会体制は、委員長、岩佐高教組執行委員長、滝野民医連事務局長、川谷医労連事務局長、中島県人権連議長、岡山大学教授、副実行委員長・伊原県労会議事務局長、花田自治労連執行

事務局団体、幹事団体には自治労連、高教組、民医連、医労連、岡山市職労、救済会、商団連、生健会、日中友好協会岡山支部。

参加者全体で自己紹介を終えた後、吉岡昇県人権連事務局長から、①実行委員会参加団体の確認②第6回研究集会の概要③会場と宿泊場所の確保④実行委員会体制案までが報告・提案され全体で了承された後、実行委員会としての第1回会議となりました。

また、同時に実行委員会で今後様々な団体に加盟を働きかけることが確認され、この日確認

大阪府教育委員会が学力・生活実態調査を利用し、秘密裏に旧「同和地区」の児童・生徒を抜き出し、他の地域の児童・生徒と比較したのは不当・違法だと訴えていた裁判の判決が9月9日、大阪地裁でありまし

た。小野憲一裁判長は、請求を棄却する

不当判決を出しました。問題の「調査」比較は、2002年に国の同和対策関連の特別措置法が終了し、旧「同和地区」限定の施策は実施しないことになったにもかかわらず、2006年4月5月にかけて府内の公立小学校6年生と中学校3年生全員を対象に実施した学力等実態調査のなかでおこなわれたもの。

（関連記事2面）

民主党の人権救済法案は大いに問題

一日弁連が公開学習会



千葉景子法務大臣

日本弁護士連合会(日弁連)による公開学習会「国内人権機関設立に向けて」が9月24日、弁護士会館内で行われました。

案内の呼びかけには、昨年10月、国際人権(自由

吾、弁護士)による公開学習会「国内人権機関設立に向けて」が9月24日、弁護士会館内で行われました。

報告は藤原委員長が行いました。

先ず、千葉景子法務大臣が9月17日未明の就任記者会見(冒頭)で、人権救済機関を内閣府の外局に設置することを内閣提出法案で早急に実現し

たい、と発言したことに関わって、民主党が05年8月1日に衆議院に提出した「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」について、旧政府法案の焼き直しに過ぎず、人権侵害救済の対象は差別と虐待が中心で、地方人権委員会も独立性が担保されていない、と大いに問題があることを指摘しました。

そして国内人権機関の基本設計に関わる提起がありました。

（独立性）
1、政府からの独立性をもち、人権の尊重、保護、促進を図る活動を行なう国内人権機関を設置すること。(内閣府、消費者庁参照)

（権限）
2、国内法における人権に限定せず、広く国際人権法により認められた人権を取り扱う組織であること。

（公権力による人権侵害）
（関連記事5面）

大阪「同和秘密調査」裁判 請求棄却の不当判決



弁護士会館で開かれた報告集会

し、秘密裏に旧「同和地区」の児童・生徒を抜き出し、他の地域の児童・生徒と比較したのは不当・違法だと訴えていた裁判の判決が9月9日、大阪地裁でありまし

た。小野憲一裁判長は、請求を棄却する

本流

賛否両論の裁判員裁判が鳴り物入りでスタート。8月6日判決の東京地裁を皮切りに13件の「有罪」判決が下された▼刑事裁判の原則は「疑わしきは被告の利益に」だが、日本の刑事裁判の有罪率は99・9%。裁判所が公判廷での証言や供述より検察作成の供述調書を優先する。警察拷問の「自白」供述調書が冤罪事件を惹起した。裁判員裁判は官僚裁判官による裁判に「国民の健全な社会常識を反映させる」ことで導入された▼だが問題もある。司法3者の公判前整理手続きを経てわずか数日の審理で判決。スピード審理で事件の事実関係が解明されるのか。公判前整理手続きの後、重要な証拠が出た場合は。裁判官の裁判員に対する事件説明は誘導にならないのか▼刑事裁判で争われるのは冷徹な事実。被告の人間性より事件に及んだ背景、事実が争われる。裁判員は被告の人格、性格で判断しないか。被害遺族の参加求刑で裁判員の量刑感覚が「感情」に流れ「敵討ち判決」にならないか▼「疑わしきは無罪」。被告の弁護、人権を考えると、裁判員裁判のあり方は慎重に扱われてしかるべきだ(無)

投稿

30年前の噂もち出し「糾弾会」

高知市は同市の消防局職員が「差別事件」を起こしたとして8月7日、部落解放同盟高知市連絡協議会（以下市協、代表は竹内千賀子議長＝高知市議）とともに「人権・確認学習会」を高知市立小高坂市民会館（隣保館）で開催。市側は岡崎誠也市長をはじめとする課長以上の管理職など165人、市協から220人が参加したが、30年前の噂をもち出して「消防局に差別体質が温存されている」と糾弾対象にするなど、何ををもって「差別事件」とするのかが明確にならないものだった。

「解放歌」斉唱で開会した集会の司会は竹村美也子・市協副議長（元高知競輪競馬労組委員長）が務め、竹内市協議長が「この会は研修会ではない。糾弾会だと思っている」と宣言。タイムスケジュールの管理もすべて市協側が行うなど、実態は解同主導ですめられた「糾弾会」そのものであったが、高知市はあくまでも市主催の「人権・確認学習会」であると主張し、『高知民報』の取材要請は認められた。

「人権・確認学習会」では竹内議長が一連の経過を報告する「問題提起」「事件」の内容は後述）を行い、岡崎市長が「この事件は市役所組織の根本が問われている。30年間組織の改善ができていなかった。このことをお互いに確認したい」、山中次男・消防局長が「人の生命財産を守る立場にありながら、今回の差別事象を起し申し



8月7日、高知市立小高坂市民会館での「糾弾会」に総動員された市執行部（奥）【高知民報社提供】

し訳ありませんでした」と涙ながらに謝罪した。これらを受けて森田益子・市協顧問が発言に立ち「高知市にはくさいものに蓋をする体質がある」「（同和地区出身者が）市役所に入ったら解放運動をしなくなる」など1時間以上にわたり執拗に執行部を攻撃した。

③30年ほど前、先輩職員が職員名簿に同和地区出身の職員に隠語で印をつけていたことをBは知りながら放置した。④これらについてBと個人的に親しい関係にあった女性Aが、民主党事務所と市同和・人権啓発課に訴える電話を今年7月にかけた。その中で勤務中に消防車で消防職員が食材を購入している不適切な勤務実態を（平成20年に発覚）是正させるため、Bが気のすすまな

いAに指示して市民相談センターに告発する電話を自分に代わってかけさせていたことが判明。これは女性の人権を踏みこむ行為である。

◇ ◇

①の同和地区出身であるかどうかを質問したことが事実としても、意図は様々で直ちに部落差別といえるものではなく、森田顧問自身も「あっちの人か、こっちの人か聞かん人はない。それで引き裂いたら差別だが、反対されても何年かけても説得すべき」と述べ問題にしていない。

②と③は、いずれも30年前に見聞きした事例や噂を「放置した」のが理由。これを「差別事件」として糾弾するのは、あまりにも説得力に欠ける。「放置した」ことが「差別事件」になるという論法を許すなら、偏見が社会的に色濃く残り、同和対策を必要としていた当時を知る世代は誰もが該当し、同様のことが繰り返される恐れがある。

ある市幹部は「30年も前に他の職員が言っていたことなど覚えていない。そんな昔のことを今ごろ差別と言われても困る」。

④を理解することは困難だが、告発は不適切な勤務実態を正すことが目的であり、後は特別な関係にあったAとBの個人間の問題であり、行政が騒ぐような事ではないし、部落問題とも無関係。

◇ ◇

このように①から④の「事件」は、市消防局に根深い「差別体質」があるなどと言えるものではないことは明らかだが、「人権・確認学習会」を終えた岡崎市長は『高知民報』の取材に対して「市役所内部に発生した差別事件であり、幹部の研修会として学習会を開催することにした」とコメントしている。

「学習会」自体は、拘束時間は長時間に及んだが、予定調和のセレモニア的な内容で、市協側が威圧的に市執行部を恫喝する場面はみられなかったものの、森田顧問が「ええかよ、よう聞いちゃよけよ。おまんらあにゆうちょくぞ」と執拗に執行部を批判。同和地区出身職員の職名や実名を明らかにする「身分暴き」まで行なわれるなど、市主催の「学習会」として異常極まりないものだった。

事実、確認できず

日本共産党の下元博司高知市議が、この「人権・確認学習会」の問題点について9月17日の市議会本議会質問で取上げることを執行部に通告し、質問を準備している過程で、重要な物証である録音記録を市同和・人権啓発課が故意に消去したことが判明した。

下元議員は質問にあたり「学習会」の内容を正確に把握する必要性があることから、録音記録を聞きかせてもらいたいと総務部長、市民生活部長に再三要請していたが、その最中の意図的な消去。議員の調査活動の妨害行為ともいえる波紋を広げそうだ。

9月17日の質問で下元議員は、①市は学習会と称しているが実態は解同の糾弾会であること、②市が言う消防局にある差別体質とは30年前の噂にすぎず、何が差別なのか不明なこと、③講師役の森田益子・解同市協顧問が市職員の職名と実名を明らかにして旧身分を暴露したことなどを追及した。

吉岡章副市長は②の「30年前の噂」について、「事実の確認できていない」と答弁。下元議員は、単なる噂にこのよ

計 報

杉之原寿一氏逝去

病気のため入院治療していた部落問題研究所前理事長の杉之原寿一氏が7月15日、逝去されました。享年86歳。葬儀は近親者の方々により執り行われました。

うな対応をとったことを批判し、「勤務時間中に165人の幹部職員を総動員して131万円の人件費がかかっている。税金の無駄遣いではないか」と指摘したが、岡崎市長は「30年前のことであっても、差別事象として話されたのは最近のこと。組織として人権意識をさらに深めなければならぬ」と問題がないことを強調。いまだに解同いいなりで主体性を欠く高知市政の弱点を浮き彫りにした。

何故この時期に誰が見ても異常な「学習会」なのか。来年度から予定されている「市民会館」（隣保館）の体制大幅縮小や、同和随契の解消による「仕事保障」廃止の流れに危機感を強めた解同市協が、些細なことに難癖をつけ年度末に予定されている「同和行政」の再見直し作業にむけて市側を牽制することが狙いであると思われる。

地元紙はこれほどの異常事態を目の当たりにしても、あいかわらず「解同史観」に浸かりまともに報道しようとしていないが、「30年前の噂がなぜ差別にされるのか」という批判は市職員や保守系市議からも多く出されており、この機を高知市と解同市協との異常な関係を正常化させるための好機ととらえ、市民からは正にむけた動きが起きていることを期待したい。（なかつひろし・高知民報記者）

日弁連・公開学習会

(1面の続き)

3、公権力による人権侵害について、調査・勧告権限をもつ組織であること。

(私人による人権侵害)

4、私人間や行政との間で生起する人権侵害事例については、調停あっせんによる解決を図る機能をもつこと。

(人権教育)

5、広く人権教育を企画し、実施する活動をする組織であること。

(政策提言)

6、政策提言能力をもち、立法、行政に対し、人権の観点からあるべき

方向を示すことができる組織であること。

(人権諸条約の実施の促進)

7、国際人権条約の批准促進と国内で発効している人権諸条約の実施の促進

(構成・組織)

8、委員会は構成の多様性をもち、活動においては市民、NGOと交流し、その意見を取り込む組織であること。

9、人権の専門家を擁し、問題の調査、研究、解決ができる組織であること。

10、人権擁護に情熱をもつ職員を多数擁する事務局体制を確立すること。

11、これらの活動を行うに必要な十分な人員と予算が確保されること。

(市民アクセス)

こうした政府から独立した機関を求める声は日増しに高まっているとして、「捜査機関による人権侵害、刑事拘禁施設における人権侵害、入国管理手続と収容・送還における人権侵害、学校教育や職場における人権侵害、外国人などに対する差別、医療・福祉機関に

おける人権侵害など」があげられ、障害者に対する合理的配慮義務違反なども救済の対象となるべき人権の範囲に含まれるとの解説がありました。

意見交換では、公正取引委員会のような3条委員会が望ましい、大臣指示による諮問機関設置で国民的議論が道筋、国連が勧告するモニタリング

(監視)機関について障害者権利委員会を構想するが、この組織と人権委員会の関係はどうなるのか、大臣所信表明に対する省内の反応は等、様々な意見がだされました。

◇ ◇

全国人権連・事務局長

【解説】

新井 直樹

1、総選挙は8月30日投開票され、自民党の歴史的敗北、民主党の圧勝となりました。民主党は、すべての常任委員会で委員の過半数を確保できる絶対安定多数を大きく上回る308議席を獲得し、政権交代を果たしました。

9月9日には、民主党、社民党、国民新党による3党連立政権合意がまとまり、「政権交代」という民意に従い、国民の負託に応えること」などが確認され、「小泉内閣が主導した競争至上主義

の経済政策」などを自公政権の失政として、「家計に対する支援を最重点」の政策に位置づけるとしています。その上で、「すみやかなインフルエンザ対策、災害対策、緊急雇用対策」をはじめ、10項目について政策合意をしました。

10番目に「憲法」の項目があり、「唯一の被爆国として、日本国憲法の『平和主義』をはじめ『国民主権』『基本的人権の尊重』の三原則の遵守を確認するとともに、憲法の保障する諸権利の

実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げるとうたっています。そして9月16日には鳩山内閣が発足し、17日未明には千葉景子法務大臣が就任会見を行いました。その折、総理大臣から「国民に身近な、そして充実した司法の確立、そして人権が尊重される安心して暮らせる社会、こういう大きな理念のもとにマニフェストの具体化」という指示があった。

続けて、「一つは人権

侵害救済機関の設置の問題でございます。これは国際的にみても当然、当たり前前の機関ということにもなっております。是非これの実現に向けて早急に取り組んでまいりたいと思っております。ただ、これは常々私も考えておりましたが、内閣府の外局に設置をするということを考えておりますので、いずれ設置法の改正や、あるいは内閣府との協議等々も含めて進めていきたいというふうに思っています」と発言。その他、「個人情報制度を含めた選択議定書、各人権条約の選択議定書の批准、これも進めていき

た。③報道によるプライバシー侵害を特別救済手続きの対象としており、表現・報道の自由と国民の知る権利を奪う、④「人権」や「差別」につ

いての明確な規定なしに、「差別的言動」を「特別救済手続」として規制の対象としたことが、国民の言論表現活動への抑圧であり憲法に抵触する、点です。さらに、「解同」は「糾弾に

対する公権力の不当な干渉の排除」の考慮などを求めていました。私たちは、今後この観点を堅持し、真に国民の人権が擁護され、必要な救済が行える機関のあり方を、追求してゆくものです。

3、「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」は、政府からの独立性及び準司法的権限を有する委員会の地位を定めた国連パリ原則(国連人権委員会決議1992年3月3日)や韓国「国家人権委員会」(2001年11月設立)の教訓、また旧政府人権擁護法案の問題点をふまえて随分整理されていますが、さら

るもので、そのために被害のみならずその回復にも重大な支障がある問題を正確に捉えることで

この観点から、公権力による人権侵害および雇用者、特に大企業と労働者の間に生ずる問題がもっとも重視されるべきです。行政が私人に比肩すべくもない強大な実力と権限を有していることは

論をまたないところで。また現代社会において企業を持つ実力も労働者の人生を左右する支配力を有しています。こうした実状からするならば

人権侵害の類型のなかで、企業など社会的権力における人権侵害がわかりやすく分類されることもなく、さらには人権侵害を受ける側からの問題として信条だけでなく思想による差別を救済対象に明記する必要がある

②「第3救済の対象となる人権の範囲と人権基準」に、3-3(不特定多数の者の属性に関する情報の公然摘示)があり、(3-1記載の)人種等の属性を有する不特定多数の者に対する差別的取扱いの助長又は誘発の目的で、当該属性を有することを容易に識別し

る情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する

行為で、当該不当な差別的取扱いの助長または誘発のおそれが明らかである場合は、当該行為をやるべきことなどの警告あるいは勧告を行なうことができること。公権力及び私人によるもののいずれも対象とする。私人による場合でも社会的影響力の有無を問わない。としています。

日弁連の解説では、「いわゆる地名総鑑の頒布などを念頭においたものである。揭示は、インターネットでの表示も含むものとする。差別そのものではないが、差別に直結する行為ということで救済の対象とした。不特定多数のものに対する不当な差別的取扱いをする意思を広告、掲示など公然と表示する行為は、まさに対象を明確に限定できないため対象としな

いこととする」とされています。

旧政府人権擁護法案や民主党案(・解同案)にも取り上げられている事項ですが、「差別的取扱いの助長又は誘発」の基準や内容が曖昧であることについて、自民党内および政府との間でずいぶん議論されてきた経緯があり、省は審議会答申が「表現規制」を指摘しているので外せない、頑固に拒否してきた問題です。差別を目的としない

「文書や掲示」が「差別」とされて人権救済機関に提起される可能性があり、言論表現行為の萎縮に繋がりがかねない事柄です。

やはりこれまでの同和問題に関する訴訟例をみても、「差別的取扱い」とか「差別表現」などといわれるものは、極めて多義的で評価の分かれる類の問題であり、一般的措置にとどめ、いわゆる警告や勧告等の措置を講じることは見直されるべきです。

4、このほか、(救済の対象となる人権)に関わって「差別事由は限定列举とする。新たな差別事由とする判断権限は、司法機関ではない国内人権機関に与える必要はない」とする点での「列举」内容も議論が必要であり、国連から勧告されている子ども、女性、障害者などの監視機関の構想と調整など課題がまだあります。

しかし先の意見交換会では、日弁連「要綱」は「議論の土台」になるとの指摘もあることから、当面、日弁連は国民からの意見募集をすすめること、法務省は新たな議論が行える仕組み作りを提起することが重要であり、意見をあげていきたいと考えます。